

## 平成 30 年度第 1 回伊賀市障がい者地域自立支援協議会議事概要

日時 平成 30 年 6 月 28 日（木）

午後 2 時 30 分～午後 4 時 00 分

場所 ゆめぼりすセンター 2 階 大会議室

出席委員：北野誠一・寺田浩和・山本志賀子・藤島恒久・川出敦子・奥西利江・稲森美智子・松原史佳・大上美濃・小倉由守・滝井昇・西岡道啓・知花敬子・小西克明・上田一善・前山正清

欠席委員：矢野真砂子・和田文子・大田棟弘

事務局：健康福祉部長（田中満）、健康福祉部次長（中ひとみ）、障がい福祉課（中井芳子・福岡香穂・田中稔美・谷口真紀）、地域包括支援センター所長（横尾智子）、障がい者相談支援センター（溝端輝広・宮川麻子）

スーパーバイザー：森 徹雄

### はじめに

（事務局）

・伊賀市障がい者地域自立支援協議会では、平成 26 年に策定しました「第 3 次伊賀市障がい者福祉計画」及び昨年度策定しました「第 5 期伊賀市障がい福祉計画」の進捗状況の確認及び評価を行う場として、皆様にご協議いただきたいと思います。

なお、昨年度 2 月開催の本協議会で審議していただきました「第 5 期障がい福祉計画」については、2 月 20 日市議会全員協議会での報告を終え、冊子が完成いたしましたので本日配布させていただきました。

・この会議は、伊賀市情報公開条例第 24 条に基づき、会議の公開を行いますことと、審議会等会議の公開に関する要綱第 8 条に基づく議事概要作成のため、録音をさせていただくことをご了承ください。

・配布資料の確認。

### 各委員・事務局 自己紹介

・任期は 2 年間で、平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までです。  
・川出敦子様、稲森美智子様、大上美濃様、寺田浩和様、西岡道啓様、知花敬子様、前山正清様が新たに委員として就任されました。

### 会長及び副会長の選任

（事務局）

それでは事項書に基づきまして、会長と副会長の選出をお願いしたいと思いますが、どのようにお取り計らいをしましょうか。

（委員）

事務局一任で。

(事務局)

事務局一任というご意見をいただきましたので、会長は北野様、副会長は伊賀市社会福祉協議会 寺田様にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(事務局)

それでは、会長は北野様、副会長は寺田様にお願いします。

なお、ここからの進行は、伊賀市障がい者地域自立支援協議会条例第6条に基づき会長である北野様にお願いしたいと思います。

北野様、よろしくお願いします。

(会長)

充実したメンバーで今回も一緒にやらせていただきたいと思います。会議時間は1時間半ということで肅々と進めさせていただきます。

それではまず、事項第1項障がい者相談支援センターの基幹相談支援機能について事務局をお願いします。

## 事項

### 1 障がい者相談支援センターの基幹相談支援機能について

(地域包括支援センター所長)

今年度から地域包括支援センターと障がい者相談支援センターが1つの課となりました。昨年度までは、地域包括支援センターは介護保険の部門ですので高齢者の相談支援、障がい者相談支援センターは障がい者の相談支援ということでした。今までもケースを通しては連携し支援を行なっていましたが、1つの課となり、より一層連携をとって相談業務が充実していくこととなりましたのでご報告をさせていただきます。

(障がい者相談支援センター)

伊賀市障がい者相談支援センター（基幹相談支援）…【資料1】

(会長)

今、資料1を使って伊賀市の基幹について説明いただきました。何か質問などありましたらどうぞ。私の方から1つ、センターの人員配置を1.5人基幹と4.5人一般相談としていますが、一般相談の4.5人がサービスの利用計画を立てないのであれば、基幹と分ける必要はどこにありますか。

(障がい者相談支援センター)

一般相談は、サービスを利用する前の相談やサービスを利用している方に関する相談も多くご家族や事業所等からあります。基幹も同じような説明をしていたんじゃないかということになります。

(会長)

総合的な相談とか専門的な相談と一般相談と言うのは重なるからわざわざ分ける理由はどこになるのかというので質問したんですけども。

(障がい者相談支援センター)

事業所からすると一般相談ってお金にならないと言う点があります。そのため一般相談のケースワークの中で処理が出来るかどうか。一般相談で処理が出来ない問題、例えば地域で困っているようなケースであったり、事業所がヘルパーとして入っていても地域でトラブルが起こっている等のより困難な状況の方やケースを基幹の方で相談させていただいて動いていくという対応をします。重層的な立場になります。

(会長)

もう1つは、差別解消法に関する対応などはどうなりますか。差別解消法に関する事例は、権利擁護の方に解消法を入れているところもありますが。差別解消法に関することはどういう対応になりますか。

(障がい者相談支援センター)

基本、虐待であったり通報であったりは伊賀市の中でも虐待の委員会があります。高齢者と障がい者では対応する担当が異なります。

日常的な形の中の差別的な発言であったりというものは直接的には耳に入ってくる状況ですので、色々情報が入った時には事業所の差別解消、人権擁護や虐待といったことの研修の中に、こういった事例は差別的な発言になりますと言うような考え方について改めていただくような研修をして下さいといった指導は行っています。また、虐待などの通報により事業所等への指導が必要となった場合は基幹相談が指導を行います。

(会長)

高齢者の虐待は別の部署でいうようなことでしたが、64歳と65歳で分けるということであれば障がいを持っている高齢者の虐待はどうなるのか。先ほど、高齢者の担当があるということでしたが障がいを持つ高齢者と言う場合は非常に難しいのではありませんか。障がいの知識がないと難しいので、今回、高齢の部署と障がいの部署が1つになりましたのでがんばって下さい。

(委員)

高齢者の部署と障がい者の部署が分離されたということですが、高齢の障がいの方の場合は何処へ相談に行くことになるのか。一般の人は広報に載っただけでは分からない。

(会長)

委員、それは逆で分かれていた部署が1つになったという報告でした。

(委員)

では、伊賀市は基幹を作られたのに、県庁所在地である津は出来ていないというのは自治体の問題ですか。

(会長)

基幹は、「設置することができる」という法律のため、国が予算を配置していないので予算や人員措置ができた自治体から順次設置に至っている実態があります。

(委員)

基幹型を設置いただいて民間の社会福祉法人としても基幹型の相談支援センターと役割を分担しながら一緒に取組んで行きたいと思っています。

1つ、今、大きな課題があり伊賀市と考えたいと思うことがあります。色々と法律も変わり特定相談事業所の相談員のキャパが超えてきています。相談員1人について100から130人の利用者を担当し動いています。しかし、その利用者に関わっている人達とも関わりが必要となることから昼間は外へ出て会議や訪問面談をし、夜や土日にプランを作成しているなど業務量が多くなっています。このままでは、伊賀市の中の仕組みが崩壊してしまうのではないかと負の連鎖も起こってくるのではと思います。整理を行う場を持っていきたいと思い課題の提議とさせていただきます。

(会長)

三者の役割をどうするかと言うのは大きな問題ですね。指定特定は計画相談、一般相談は一般的な相談、困難事例は基幹とされています。しかし指定特定は、契約にならなくてもまずは、一般相談を受けなくてはならない。そんな中、基幹相談はそれぞれの役割を明確化して熱心な指定特定が潰れてしまわないようにして欲しいです。そのために協議の場をしっかり持っていただきたい。

(委員)

障がい者相談支援センターの一般相談では、計画は作らないということでお考え頂いているということですが、セルフプランを作成していただくというお考えはありませんか。

(会長)

事例によって検討はしていただきたいと思いますが、国の動きとして、特定相談においてプランを作成していくと言う方向性ですのでセルフプランを作成するというのは方向が違いますね。

(委員)

今の話を聞かせていただくと、お金にならないような相談は基幹で、お金になるものは民間でという風に言われているように思うのですが、公のお金は私たち市民の税金でありますので可笑しいのではないですか。

(会長)

おっしゃるとおりですね。そう言った細かな所は今後協議をいただくということです。細かな協議は専門の部会で行って次回の本会議で報告をいただきたいと思います。

(委員)

つばさ学園でも昨年度、福祉サービス利用について行政や特定相談の方に来ていただいて色々な話をしていただいた。その中で、伊賀市療育センターは何時出来るのかと言う声があったんです。サービスを利用したり計画相談と契約するまでの相談と言うのはどこへ行けばいいのか分からないので、療育センターと言えば障がい児のことを見てくれたり考えてくれたりすると思っていたのですが。今聞かせていただくと、一般相談と言うのは児童に関する相談の場というのは今後、基幹へ相談するということですのでよろしいでしょうか。保護者の方は特定相談へすればいいのか何処へ相談すればいいのか悩まれます。

(障がい者相談支援センター)

基幹へ相談いただければ必要に応じて専門機関と連携して行きますので基幹へ連絡いただければ結構です。

(委員)

今まで障がい者相談支援センターは 18 歳以上というイメージでしたが。保護者にも障がい者相談支援センターをご案内させていただきます。

(会長)

では、2 番の項に移らせていただきます。事務局お願いします。

#### 事項

### 2 伊賀圏域障がい福祉連絡協議会及び伊賀市障がい者地域自立支援協議会体制及び本年度の取組みについて

(事務局)

平成 30 年度伊賀市障がい者地域自立支援協議会体制図(案)の説明…【資料 2・参考】

平成 30 年度各専門部会活動目標及び取組み内容についての説明 …【資料 3】

※資料の修正…【資料 2】中の伊賀圏域障がい福祉連絡協議会、部会長を会長に副部会長を副会長に修正をお願いします。

(会長)

資料 2 及び資料 3 について、何か質問や意見等はございますか。

(副会長)

市町が圏域の主体を持ったということは良かったと思います。伊賀圏域独自の方向ですので続けていっていただきたいと思います。また、基幹が入ったということは重要であると思います。協議会の目的として「街をつくる」ということを基に、圏域としては昨年までに課題は抽出されたと思いますので、今後は実態を把握していただきたいと思います。部会が若干マンネリ化してきているところもあると思います。当事者の

方は情報弱者でありますので、当事者に対して周知する取組み、発信方法も考えて欲しいと思います。自立支援協議会とは当事者のためのものだと思いますので福祉の専門家ばかりが話をしてもつまらないと思いますので当事者の参画の方を考えていただき地域住民を巻き込んで取組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（会長）

私も先週、愛知県安城市の自立支援協議会へ講演に行ってきましたが、あちらは当事者部会を立ち上げるということを考えられているようでした。当事者だけで話をする場ではなく、各部会に当事者の方に入っていて出た意見をその上の組織に言える会を作る必要があると話してきました。熱心な人は限られていて「会」ばかりを作ってもその人が忙しくなり負担が増えるばかりですのでその辺を十分考える必要があると話してきました。

（スーパーバイザー）

組織の体制ですが、29年度と30年度のの違いで伊賀市の自立支援協議会を見ると定例会議が無くなったようですが、今年度は庁内推進会議で取りまとめていただくということですか。

（事務局）

庁内推進会議につきましては、今年度体制図に盛り込んだため30年度から新しく出来たように見えますが、以前からあった組織です。定例会議につきましては、圏域の協議会においても同じような場がありますので、出席者の負担軽減を考え、今年度は定例会議を持たないこととしました。

（スーパーバイザー）

現場の声が十分に反映されて少しでも良い体制になるようお願いします。

（会長）

今後は基幹の立場として、基幹が何処まで自立支援協議会を担って行くかという事です。他に何かありますか。

（委員）

情報提供として、就労部会は圏域として取組んで行くという事ですが、この4月から民間企業の障がい者法定雇用率が上がりました。昨年年末あたりから障がい者雇用したいので支援をして欲しいや紹介をして欲しいなどのご希望が当法人に沢山あります。しかし、マッチングが上手く出来ない状況もあります。

就労部会の中では、企業のそういうニーズも集約していただいて十分なマッチングをし合いながら就労支援事業所も就職に押し出して更に、定着支援も国の制度として始まっていますのでそれを上手に使いながら障がい者雇用の推進を支援していきたいと思っています。

(会長)

それは何処が動くのが良いと思いますか。就労部会として動くのか。

(委員)

考えているのは、就労部会が中心になって窓口を作るべきだと考えています。企業の色んな相談に乗っていく必要がある。

(会長)

それはまた就労部会でご議論されるということでしょうか。

(委員)

議論していただけたら有り難いなと思います。

(会長)

そういう提案がありましたので、事務局よろしくお願いします。

(事務局)

就労部会の方はまだ開催されていませんが、そう言ったご意見をいただきながら行政も入りまして進めていきたいと思いますのでまたよろしくお願いします。

(副会長)

去年まで若者サポートセンターをさせていただいていましたが、今年に入ってから「企業から誰でも良いから」等と言う声もあります。企業においては必要に迫られているということだと思いますが、障がい特性であるとかそういう部分を考慮いただく必要がありますので、就労部会では、企業に是非長く使っていただくという面でも企業への指導もお願いしたい。

(委員)

4月から法定雇用率が2.2%となりましたが、大企業の方が沢山募集を出されていてそちらへ流れていっているという実情もあります。就労部会では個々の相談もさせて頂いていますので今後マッチングなども行っていきたいと思っています。

(会長)

継続して出来るような仕組みを考えていただいて支援をお願いしたい。

(事務局)

行政の方も障がい福祉課だけではなく商工労働課も就労部会の方に入っておりますのでその辺の連携もとりながら進めていきたいと思っています。事業所の方にもご協力をお願いしたいと思います。

(会長)

他には何かありますか。ないようであれば次の事項に進みます。

#### 事項

### 3 第3次伊賀市障がい者福祉計画の平成30年度事業計画について

(事務局)

障がい者福祉計画平成30年度事業計画シートについての説明 … 【資料4】

目標ごとに説明。時間の関係上、「計画変更のあったもの」「30年度からの新規事業」「目標値の変更のあったもの」など部分のみの説明。

(会長)

事務局から説明がありましたが、何か質問等はございますか。

(スーパーバイザー)

P.23の一番下の事業について、新規対象者への申請書送付が出来なかったという説明でしたが、申請者数18名となっていますがどうということですか。

また、本人が申請出来ない方に対してのアプローチの仕方などを工夫する必要があるかと思うのですがどういうふうに行われているか教えていただけますか。

(事務局)

申請者数18名については、自主的に申請に来られた方です。

申請の方法としては、発送したのち民生委員にお力を借りまして地域でお声がけをしていただくという形で申請の支援をしていく必要があるのかと思います。

(健康福祉部長)

私の方から少し説明させていただきます。事業実施課は総合危機管理課となります。昨年度、法律が変わり要援護者から災害時の避難困難者や要配慮者とされました。それから災害が起こった時、それまでに災害時の避難行動をとるその段階での支援が必要な方、避難所で支援が必要な方など枠組みが少し変わったということで昨年度動きが無かったということになります。今年度、役所内の色んなところで協議を進め対象になるであろう方の把握を十分し、申請書を送って登録するだけでなく地域からの情報もいただきながら進めてまいりたいと思いますのでまたよろしくお願いいたします。

(会長)

郵送では申請できない方もいますし、高齢で障がいの方が単身でお住まいの方もいますので、申請書を郵送しただけで意味があるのかという話もありますので色んな工夫をお願いします。

(委員)

2、3年前に保護者の方とも話が出たのですが、いざ災害が起こった時、万が一のことがあった時にどうすれば良いのか。また一般の避難所では、なかなか我が子は過

ごせないということで、総合危機管理課の方に来ていただき、防災についてということで保護者にお話をいただきましたが、はっきりとしたご回答をいただけなかったという点もありました。先ずは自分たちで出来ることを自分たちで考えていこうということで非難時の用品作りをするということにしました。今、避難マニュアルや避難所運営マニュアルが進んでいるということで、マニュアルが出来ればそれを基に行動を考えることが出来ますので作成いただけるのは非常に有り難いというふうに聞かせていただきました。

（会長）

今回、大阪でも大きな地震がありました。今回のように朝起こる場合と夜とでも違いがあると思います。今回のように通学や通勤の時間帯などでは電車やバスの中で一番不安に思っていたのは障がい者の方やその家族であったと思います。今回の地震でまたリアリティのある声が出るとと思います。今まで色々と勉強したはずなのに役に立たないものもあった。今後、関係機関で十分に話し合って欲しい。

（会長）

各委員、これだけという質問がありましたら、よろしいでしょうか。

では、事務局の方からその他の件についてお願いします。

（事務局）

事務局からは特にありません。

（副会長）

私の方から一点お知らせがあります。お手元に「ネストn e s t」というチラシを置かせていただきました。昨年度まで若者サポートセンターをさせていただいていた経緯と生活困窮者の支援をさせていただいている中で、就労支援をさせていただいていますが中々ケースがあがって来ない。そこで、ニート、引きこもり状態にある方の支援として「ネストn e s t」居場所づくりからさせていただくこととなりました。今後、ご協力いただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

（事務局）

ありがとうございました。本日、委員の皆様から沢山ご意見いただきましたので、担当課に伝えるものは伝えていきます。今後とも障がい福祉行政にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。